

## 第1節

## 障害のある人に対する理解を深めるための啓発広報等

## 1. 啓発・広報活動の推進

## (1) 啓発・広報の基本的な方針

「障害者基本計画」が目標として掲げる「共生社会」は、行政だけでなく企業、NPO等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことによって初めて実現できるものである。その意味では、国民一人ひとりの理解と協力を促進することが大変重要である。このため、「重点施策実施5か年計画」においては、「共生社会」の用語、考え方の周知度を障害者基本計画の計画期間中に成人国民の50%以上とすることを目標として掲げている。「共生社会」の周知度については、平成17年1月に内閣府が実施した「障害者の社会参加に関する特別世論調査」によれば、「共生社会」について聞いたことがあり、その考え方にも賛同できると答えた者の割合は40%であった。

## (2) 障害者週間

国では、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加意識の高揚を図るため、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」とし、前後の期間も含め、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に開催するなど、積極的な広報・啓発活動を実施している。

平成16年6月の「障害者基本法」の改正により、法の基本理念等に障害を理由とする差別の禁止が明示されるとともに、法律上、従来の「障害者の日」が「障害者週間」に拡充されたこと等を踏まえ、平成16年12月1日には、障害者施策推進本部において、「障害者週間」の実施について」を本部決定し、広報・啓発活動の一層の充実、推進を図ることとしたところである。

平成17年度においては、平成16年度に引き続き、「共に生きる社会を作るために～身につけよう心の身だしなみ～」により、障害について理解し、日常生活や事業活動の中で配慮や工夫をすることを国民に呼びかけるとともに、東京、大阪を中心に、事業内容の充実を図った上で様々な障害者週間行事を実施した。

## 「障害のある当事者からのメッセージ」

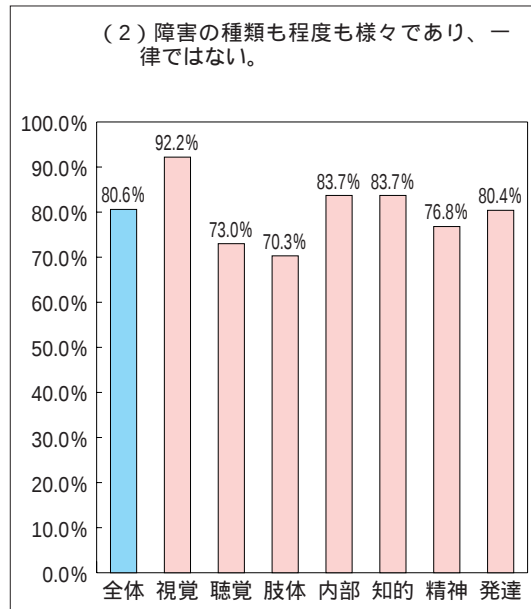
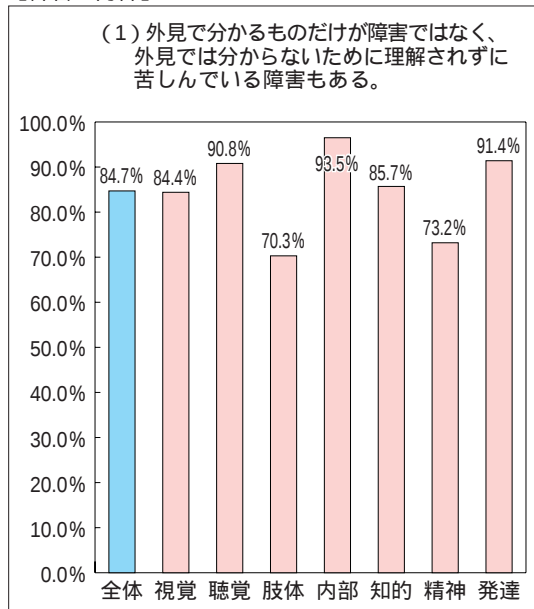
内閣府では、効果的な啓発内容の検討の参考にするため、障害のある人と地域や職場などで共に生活・活動していく上で、障害について知っておきたいと思われる点や、障害のある人自身が社会生活を円滑に行う上で、周囲の方々に対して知っておいてほしいと思われる点について、平成16年8月、ホームページを通じて広く国民から意見募集を行いました。

また、同年12月、障害のある人の多くが知ってほしいと希望する内容を明らかにするため、8月の意見募集で寄せられた様々な意見を整理し、具体的な事項を列記した上で改めて障害のある人に賛同される意見を、内閣府ホームページ上で選定してもらったところ、1,011人から意見が寄せられました。

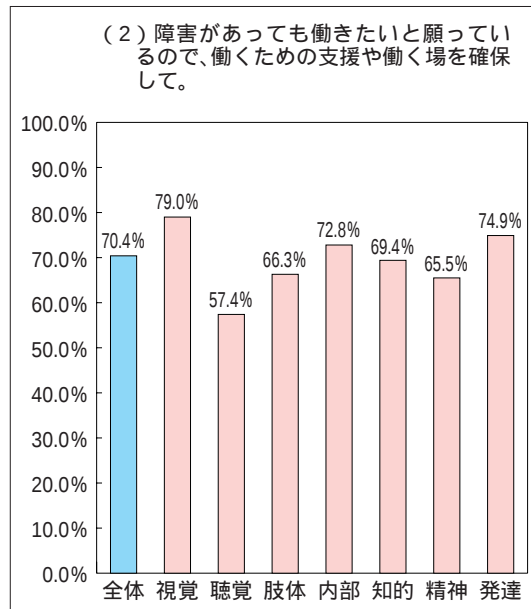
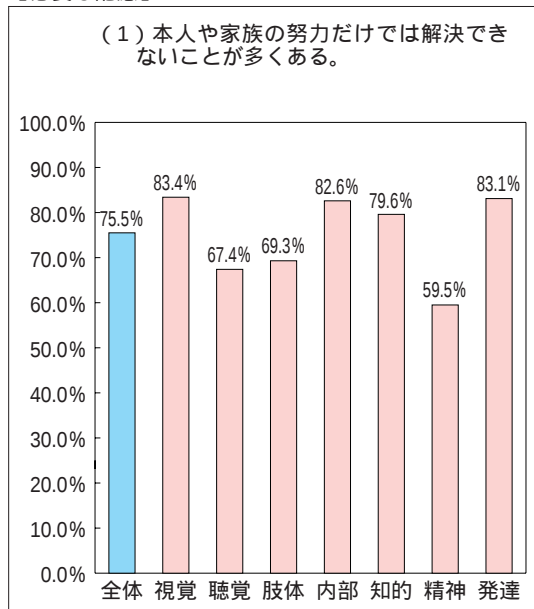
(図表1-8、1-9参照)

● 図表1-8 「障害のある当事者からのメッセージ(知ってほしいこと)」集計結果〔共通事項〕

## 【障害の内容】



## 【必要な配慮】



資料：内閣府

● 図表1-9 「障害のある当事者からのメッセージ」集計結果〔個別事項〕

|         | 事 項                                                                                                                                                                                           | 内 容                                                                                                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視覚障害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者が点字を使えるとは限らない</li> <li>・エレベーターが止まった時に何階なのか分からない</li> </ul>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者もパソコンやインターネットを使っているため、音声読み上げソフトで対応できるように配慮して</li> <li>・タッチパネル式の機械だとうまく操作できない</li> </ul>               |
| 聴覚・言語障害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害はコミュニケーションが困難な点につらさがある</li> <li>・音声での情報が理解できず、アナウンスされても分からない</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電光掲示板やパネル等の視覚を通じた情報伝達の方法も考えて</li> <li>・テレビの字幕放送や手話入り放送を充実して</li> </ul>                                     |
| 肢体不自由   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすを利用していると、ちょっとした段差や障害物があると前に進むことができない</li> <li>・車いすを利用していると、高いところには手が届かず、床にある物も拾いにくい</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・和式のトイレでは利用できない者がいるので、公共トイレには必ず洋式トイレも設置して</li> <li>・障害者用の駐車スペースの絶対数が少ない上に、障害のない人が駐車して利用できないことがある</li> </ul> |
| 内部障害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外見では分からないため、周りからは理解されにくい</li> <li>・障害のある臓器（心臓、肺など）だけに支障があるのではなく、それに伴い全身状態が悪く、毎日毎日疲れが取れない疲労感に浸った状態で、集中力や根気に欠け、トラブルになる場合も少なくない</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・疲れやすいが、外見上分からないため、優先席に座りたくても座りにくい</li> <li>・内部障害のあることを周囲の人に認識してもらえるようなマークやサインがあると良い</li> </ul>             |
| 知的障害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽象的な概念が理解しにくい</li> <li>・自分の意思を表現したり、質問したりすることが苦手</li> </ul>                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすい言葉でゆっくり話して</li> <li>・働いて自立していくのに足りないものを補うことにより、共に生きる隣人として受け止めて</li> </ul>                            |
| 精神障害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気の苦しみも強いが、収入も少なく生活上の苦しみも強い</li> <li>・精神障害と分かると不利な扱いを受けることが多いため、精神障害であることを知られたくない者も多い</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者を特別視せず、その人らしさを尊重して、笑顔で優しく接して</li> <li>・精神障害をうち明けることは勇気が必要であり、うち明けられても勝手に他の人に言わないで</li> </ul>          |
| 発達障害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国に6.3%いると言われながら十分な理解と支援をなかなか受けられていないLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、アスペルガー、高機能自閉症などの軽度発達障害者の存在</li> <li>・外見では分かりにくいいため「態度が悪い」「親の躾が悪い」などと批判されやすい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教え方や学習の仕方をきめ細かくすることで克服できる部分が多い</li> <li>・視覚的なサポートがあると理解しやすい</li> </ul>                                     |

資料：内閣府

## 共に生きる社会を作るために ～身につけよう心の身だしなみ～

〔平成16年12月1日  
障害者施策推進本部決定別紙〕

## 障 害 の 理 解

障害は誰にも生じ得る身近なもの

- ・身体障害の半数は18歳から64歳の間の病気や事故によるもの
- ・うつと診断されるのは国民15人に1人

障害は多種多様で同じ障害でも一律ではない

- ・障害の程度による違い
- ・障害が生じた時期による違い

外見では分からない障害もある

- ・聴覚障害や心臓・腎臓等の内部障害
- ・精神障害や自閉症等の発達障害等

不自由はあるが周囲の理解や配慮があればできることが多い

- ・地域での自立した生活、就労等

## 日常生活や事業活動の中での配慮や工夫

困っていそうな場面を見かけたら、「何かお困りですか」と一声かけて、自分にできるお手伝いをしましょう。

商品やサービスを提供する際には、障害のある利用者もいることを考えて、どのような配慮が必要か聞いてみましょう。

「障害があるから」と決めつけず、それぞれの個性や能力を活用することを一緒に考えてみましょう。

## 共生社会の実現

(障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会)

#### ア 心の輪を広げる障害者理解促進事業

内閣府では、平成17年度も引き続き「心の輪を広げる障害者理解促進事業」として、各都道府県・政令指定都市の協力の下、全国の小中学生等から「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集を行い、最優秀作品を図案化したポスターの作成や入賞作品集の作成・配布、その他政府広報等を通じて、広報・啓発活動を推進した。

#### イ 平成17年度障害者週間中央事業

平成17年度の「障害者週間」中央行事については、東京において、「障害者週間の集い」として、体験作文及びポスター募集における最優秀賞受賞者の表彰式に加え、障害のある人の社会参加を促進する上で重要な役割を果たす就労支援について考えるシンポジウムが開催されるとともに、新たに、障害のある人に関する様々なテーマについて障害者関係団体等が交替で3日間連続でセミナー等を実施する「障害者週間連続セミナー」が開催されたほか、企業等の協力を得て、盲導犬とのふれあい教室なども実施された。

大阪においては、全国的な取組みとしては初めて、社団法人関西経済連合会等の経済4団体と障害者支援に取り組む民間団体が内閣府と連携、協力して事業を実施する方式がとられ、障害のある人の社会参加促進のための行政、企業、民間団体等の役割のあり方に関するシンポジウムの開催や障害者週間ポスター等を展示した共生社会パネル展、障害者の社会参加支援企業による展示会、障害者のアート展など多彩な行事が実施された。

また、東京、大阪両会場を通じて、二人組のうちの一人が聴覚障害を持ちながら歌手活動を行う「アツキヨ」によるバリアフリーコンサートも実施された。

このほか、国、地方公共団体、民間の関係

団体等において、第5回障害者芸術・文化祭やまがた大会、NHKハート展、NISE障害者週間ワークショップ2005等をはじめとして、それぞれ独自の行事や広報・啓発活動が精力的に行われた。

（財）国際障害者年記念ナイスハート基金の協力を得て開設された「平成17年度障害者週間キャンペーン事業」ホームページには、事業の広報効果を高めるため、障害者週間の期間中、これら全国の行事が一元的に登録されたが、その総数は190件を超えた。

#### （３）その他の週間・月間等

このほか、各種の週間・月間等の活動の中でも、障害のある人への理解を深めるための啓発広報活動を展開した。「人権週間」（12月4日～12月10日）では、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を強調事項に掲げ、法務省の人権擁護機関である法務局・地方法務局及び人権擁護委員を通じて啓発広報を進めている。また、精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的とした「精神保健福祉普及運動」（10月10日～10月16日）や精神保健福祉全国大会等の行事が実施されている。

障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、障害のある人から募集した絵画や写真を原画とした啓発用ポスターを作成して、全国に掲示するほか、障害者雇用優良事業所等表彰、障害者雇用促進月間ポスター原画表彰及び障害者雇用職場改善好事例表彰を始め、各都道府県においても、障害者雇用促進のための啓発活動が実施されている。

平成17年8月17日～8月18日には、内閣

## 平成17年度障害者週間中央行事

## 1. 障害者週間の集い



挨拶及び表彰を行う猪口内閣府特命担当大臣

日 時：平成17年12月6日(火) 3時より16時45分  
会 場：有楽町朝日ホール（東京都千代田区）

(1) 「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」最優秀賞受賞者の表彰式

障害者週間啓発のために、全国で募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」最優秀賞の表彰式を行い、あわせて、受賞作者による作文の朗読。

(2) シンポジウム

「共に働き、共に生きる社会をめざして」

企業や福祉の現場における様々な実践事例について紹介しながら、障害の有無にかかわらず、一人一人が持てる能力を最大限発揮し、働くことを通じて、自立・社会参加することができる社会を実現していくための課題、方策について考えるシンポジウムを開催。

基調講演

「すべての人が誇りをもって生きられる社会に！」

竹中ナミ氏 社会福祉法人プロップステーション理事長

パネルディスカッション

コーディネーター

高橋陽子氏 社団法人日本フィランソロピー協会理事長

パネリスト

天野聖子氏 社会福祉法人多摩棕櫚亭協会常務理事

木村良二氏 株式会社沖ワークウェル取締役社長

小島靖子氏 有限会社ヴィ王子取締役・スワンパークリー十条店

土師修司氏 社会福祉法人電機神奈川福祉センター理事長

武者明彦氏 社会福祉法人東京コロニー常務理事



## 平成17年度障害者週間中央行事

### 2．シンポジウム 障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう



挨拶する山口内閣府副大臣

共生社会実現のため、行政、企業、障害者団体のパートナーシップ形成にむけた取組の紹介とパネルディスカッションを実施。

日 時：平成17年12月8日(木)13時より

会 場：梅田スカイビル  
(大阪府大阪市北区)

共 催：内閣府／障害者週間協賛行事大阪実行委員会  
(大阪経済4団体などで構成)

#### 基調講演

大熊由紀子氏

国際医療福祉大学大学院教授・元朝日新聞論説委員

#### 事例発表

應武 善郎氏 株式会社ダイキンサンライズ摂津社長

山本 直之氏 関西電力株式会社地域共生・広報室マネージャー

楠 正吉氏 積水ハウス株式会社法務部CSR室長

松吉 徹也氏 松下電器産業株式会社社会文化グループ主事

#### パネルディスカッション

##### コーディネーター

早瀬 昇氏 大阪ボランティア協会事務局長

##### パネリスト

應武 善郎氏 ダイキンサンライズ摂津社長

関 宏之氏 NPO法人大阪障害者雇用支援ネットワーク代表理事

中條 桂氏 NPO法人トゥギャザー理事長

長門 利明氏 内閣府参事官(障害者施策担当)

平野美佐子氏 大阪府社会福祉協議会SELP部会代表

### 3．みんなでつくる共生社会パネル展

「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」優秀作品の展示を実施

#### 東京会場

日 時：平成17年12月3日(土)～6日(火)

会 場：東京メトロ日比谷線銀座駅コンコース

#### 大阪会場

日 時：平成17年12月8日(木)～11日(日)

会 場：梅田スカイビル40階空中庭園



## 平成17年度障害者週間中央行事

## 4. 障害者週間連続セミナー

日 時：平成17年12月3日（土）～5日（月）

会 場：ソニービル「ソミドホール」

内 容：障害者週間における初めての試みとして、12月3日から12月5日までの3日間連続で、障害者に関わる様々なテーマを取り上げ活動している団体等が、交替で連続セミナー等を実施。

12月3日（土）

オープニング

演奏：筑波大学付属盲学校ハンドベルOG会

国際セミナー

「アジア太平洋地域での障害者支援」

主 催：（財）日本障害者リハビリテーション協会



12月4日（日）

障害児・者のきょうだいが求める家族への支援

主 催：全国障害者と共に歩む兄弟姉妹の会

こころの病を抱えながら

～地域の人々に支えられて～

主 催：厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課

家族と援助者のためのメンタル・ケア

主 催：グリーフケアセンター

映画「夢追いかけて」上映会&河合純一氏講演会

主 催：中央区社会福祉協議会ボランティア区民活動センター、中央ぷらねっと（中央区社会貢献企業連絡会）

12月5日（月）

パフォーマンスを通じて拓がる共生社会

～彼らの言葉、眼差し、気持ちが波を起こす～

主 催：性と健康を考える女性専門家の会

元気になるメイクアップ

主 催：グリーフケアセンター

障害と栄養

主 催：ニュートリション運動推進会議

障害と女性の健康

主 催：性と健康を考える女性専門家の会

朗読の楽しみ『星の王子様』より

主 催：グリーフケアセンター



## 平成17年度障害者週間中央行事

### 5 . バリアフリーライブ&トーク「アツキヨ」



東京会場

ギターとボーカルを担当するアツシとサインボーカル（手話で歌詞を表現するもの）を担当するKiyo(聴覚障害者)の2人で結成されたユニット「アツキヨ」のバリアフリーコンサートを開催。

日 時：平成17年12月3日（土） 18:30～

会 場：ソニービル「ソミドホール」

大阪会場

日 時：平成17年12月11日（日）

会 場：梅田スカイビル ワンダースクエア

### 6 . 盲導犬ふれあい教室

日 時：平成17年12月4日（日）13時より

会 場：都営地下鉄大江戸線都庁前駅構内

内 容：東京都交通局等のご協力により盲導犬に対する理解を促進するため、説明や利用者の体験を聞き、体験歩行を実施。



### 7 . 障害者週間の広報活動への協力

障害者週間においては、全国の小中学生から募集したポスターの中から最優秀作品を図案化した啓発ポスターを作成、配布して、広報・啓発事業を実施しているが、平成17年度は、東京都交通局や民間事業者の協力を得て、より広範な掲示、普及を図ることができた。



配送用トラックに掲示された啓発ポスター



都営大江戸線車内の啓発ポスター

府、兵庫県、神戸市の共催により、「第3回ユニバーサルデザイン全国大会」を開催し、全国のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の推進に関する取組の紹介や今後の方向性等についてシンポジウム等が実施され、多くの市民が参加した。

#### (4) バリアフリー化推進功労者の表彰

障害のある人や高齢者を含むすべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、社会全体のバリアフリー化を推進する観点から、平成13年度に「バリアフリー化推進功労者表彰」を創設し、バリアフリー化の推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対し、内閣総理大臣表彰等を行うことを通じて、バリアフリー化に関する優れた取組の普及に努めている。平成17年度においては、7団体と1名の方の取組に対し表彰を行った。

#### (5) 障害者施策に関する情報提供

政府等が実施している各種施策の状況について積極的に情報提供していくことは、国民全体の理解を得ながら障害者施策を進める上で欠くことのできないものである。

このため、国会に報告する「障害者白書」のほか、「障害者施策関係予算の概要」、「障害者基本計画に基づく『重点施策実施5か年計画』の進捗状況」等についても毎年調査し、公表している。

## 2. 福祉教育等の推進

#### (1) 学校教育における取組

##### ー交流及び共同学習の推進

学校教育において、福祉についての正し

い理解を深めることは重要なことであり、現行の学習指導要領においても、引き続き福祉に関する指導を進めることとしている。具体的には、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図っている。

障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられる。

このため、盲学校、聾学校及び養護学校はもとより幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領等においてもこのような機会を設けることを示すとともに、教員等を対象にした講習会を実施するなどして、「障害者基本法」や平成17年12月の中央教育審議会答申等を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもの「交流及び共同学習」の充実に努めてきたところであり、今後ともその一層の推進を図っていくことが重要である。

#### (2) 地域住民への啓発・広報

すべての人々が利用しやすいバリアフリーのまちづくりの整備を進めるには、障害のある人や高齢者等の声を直接反映させることが肝要であることから、平成13年度に創設した「バリアフリーのまちづくり活動事業」(障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業の組替え)において、バリアフリーのまちづくりの計画・整備に関する協議会等を設置し、まちづくりの目的、計